（証券コード 7897）
平成27年６月10日

株 主 各 位

大阪府岸和田市木材町17番地２
ホクシン株式会社
代表取締役社長　平 良 秀 男

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）当社の営業時間終了の時（午後５時30分）までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　　平成27年６月26日（金曜日）　午前10時
2. **場　　所**　　大阪府岸和田市木材町17番地２　当社３Ｆ会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**

報告事項　　第65期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　監査等委員以外の取締役５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠監査等委員１名選任の件
第６号議案　監査等委員以外の取締役の報酬額設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ(http://www.hokushinmdf.co.jp/)において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、上期は消費税増税前の駆け込み需要の反動が顕在化し、天候不順の悪影響等もあり個人消費が伸び悩み、急速な円安による輸入原材料価格の上昇が企業収益を圧迫しました。しかしながら、下期においては、円安により輸入型企業が業績に苦しむ一方、輸出型企業には追い風となり、その業績への期待感から株価が上昇し景況感も改善傾向となりました。また、雇用・所得の環境が改善の兆しを見せており、原油価格の下落や政府の各種経済政策の効果もあり、ゆるやかな回復傾向となりました。

当社と関連の深い住宅業界におきましては、消費税増税前の駆け込み需要の反動減が依然続いており、平成26年度の新設住宅着工戸数は88万戸台となり、前年同期比10.8%の大幅な減少となりました。また、ＭＤＦの国内供給量は、円安による輸入ＭＤＦの供給量減少にも係らず、着工戸数の減少により過剰気味となっております。

当該期間の業績につきましては、秋口に建材向け製品およびフロアー基材用途向け製品を中心に若干持ち直しましたが、着工戸数減少による大幅な販売量の落ち込みに加え、期末は販売先の在庫調整もあり売上高は伸び悩みました。生産面においては、原材料リサイクル設備による歩留まりの向上や設備更新による生産性の向上により製造原価を低減しましたが、円安により原材料費、エネルギー関連費用（ＬＮＧ、電力）が上昇し、減産による固定費比率の上昇が製造原価をさらに押し上げ、コストアップ要因を吸収することができませんでした。

この結果、当事業年度の売上高は100億38百万円と前年同期比7.9%減となりました。このうち、国内製品のスターウッドは、45億15百万円（前年同期比 13.4%減）、スターウッドTFBは、34億22百万円（同 2.1%減）となりました。一方、輸入商品につきましては、20億51百万円（同 4.6%減）となりました。売上高の減少と、売上原価の上昇により、営業利益は１億59百万円（同 53.4%減）、経常利益は１億24百万円（同 56.7%減）、当期純利益は１億53百万円（同 50.3%減）と前年同期と比べ大幅な減少となりました。

利益配分につきましては、企業体質の強化に必要な内部留保の確保に努め、安定的な配当の継続を重視するとともに、業績を反映した利益還元を行うことを基本方針としており、当期の業績を勘案し、１株当たり２円の期末配当を実施させていただきたいと存じます。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、１億94百万円であり、その主なものは、チップサイロアウトフィードコンベア設備の設置36百万円などであります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金により充当しております。

(3) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、住宅着工戸数が消費税増税前の駆け込み需要の反動による冷え込みから徐々に回復しつつあり、政府の住宅ローン減税、エコ住宅に対する補助金制度、贈与税非課税枠の拡大など各種住宅取得支援策により、弱含みながらも底堅く推移するものと予測されます。

当社はこの様な状況の下、建材製品向けの販売量確保とフロアー基材用途向け製品の拡販に加え、構造用製品と汎用性製品の販売に注力し、原材料の価格上昇を販売価格に転嫁できるよう努めます。生産面においては、円安による原材料費やエネルギー関連費用の増加により製造原価の上昇を余儀なくされますが、生産設備の改善による原材料の歩留まり向上や新規接着剤の開発による品質改善などにより、さらなるコストダウンを進めてまいります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第62期 (平成23年度)	第63期 (平成24年度)	第64期 (平成25年度)	第65期 (平成26年度)
売　上　高	千円 9,819,727	千円 9,971,751	千円 10,901,626	千円 10,038,544
経　常　利　益	千円 141,064	千円 376,543	千円 287,142	千円 124,240
当　期　純　利　益	千円 107,339	千円 285,180	千円 309,451	千円 153,707
１株当たり当期純利益	円 3.79	円 10.06	円 10.91	円 5.42
総　資　産	千円 10,204,477	千円 10,205,377	千円 10,069,409	千円 10,374,345
純　資　産	千円 2,941,989	千円 3,270,043	千円 3,520,195	千円 3,667,631
１株当たり純資産	円 103.75	円 115.33	円 124.15	円 129.35

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社は、岸和田工場にてＭＤＦ製品（製品名：スターウッド及びスターウッドTFB）を製造し、関連会社のＣ＆Ｈ株式会社を通じて販売を行っております。また、海外で製造されたＭＤＦ商品（商品名：カスタムウッド等）を仕入れ、同様に販売を行っております。ＭＤＦは繊維板の一種で木質チップを蒸煮解繊して、接着剤を添加、熱圧して平板とした後、調湿、仕上、検査を経て製品となります。

製品は高耐水・高耐久性、寸法安定性を有し、均質で表面が平滑で加工性に富んだシックハウス対応の住宅部材、住設機器部材、家具部材、二次加工台板等として広く利用されております。また、住宅構造用部材として耐力壁、床下地の用途にも利用されております。

(7) 主要な営業所及び工場

① 当　社　　本社（大阪府岸和田市）
② 工　場　　当社岸和田工場（大阪府岸和田市）
③ 関連会社　　Ｃ＆Ｈ株式会社（東京営業課、大阪営業課）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147〔1〕名	5名増	41.1歳	16.7年

（注） 従業員数は就業人員（当社からの出向者を除く）であり、臨時従業員数（嘱託社員、人材派遣会社からの派遣社員を含む）は〔　　〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先

借　入　先	借　入　額
株式会社池田泉州銀行	980百万円
株式会社紀陽銀行	810百万円
株式会社あおぞら銀行	710百万円
農林中央金庫	330百万円
三井住友信託銀行株式会社	280百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数** 99,713,700株

(2) **発行済株式の総数** 28,353,883株（自己株式19,122株を除く）

(3) **単元株式数** 100株

(4) **当期末株主数** 5,103名（前期末比159名減）

(5) **大株主の状況（上位10名）**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
兼松株式会社	7,522	26.53
大建工業株式会社	4,227	14.90
國分哲夫	1,423	5.02
永大産業株式会社	1,000	3.52
ホクシン取引先持株会	801	2.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	451	1.59
株式会社池田泉州銀行	430	1.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	285	1.00
ホクシン従業員持株会	277	0.97
農林中央金庫	200	0.70

（注） 持株比率は、自己株式（19,122株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平　良　秀　男	Ｃ＆Ｈ株式会社 代表取締役社長
専務取締役	西　丸　義　孝	管理部、経理部、企画部担当 Ｃ＆Ｈ株式会社 監査役
取締役 (常務執行役員)	入　野　哲　朗	製造部、技術開発部、営業業務部、 購買部、品質保証室担当
取　締　役	加　藤　智　明	大建工業株式会社 取締役
監査役(常勤)	小　林　一　行	
監　査　役	太　田　　励	公認会計士、税理士
監　査　役	世　良　　治	兼松株式会社 企画部 経営企画室 副室長

(注) 1. 取締役 加藤智明氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 小林一行及び太田励並びに世良治の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外監査役 小林一行氏及び太田励氏を、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
4. 監査役 小林一行氏は、金融機関における幅広い業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 太田励氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	人　員	報酬等の額
取　締　役	4名	60,980千円
監　査　役	3名	21,000千円
合　計 (うち社外役員)	7名 (4名)	81,980千円 (25,200千円)

(注) 1. 平成17年６月29日開催の第55期定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額を年額80,000千円以内、監査役の報酬等の限度額を年額40,000千円以内と決議いただいております。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与8,000千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区　分	氏　名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	加藤智明	大建工業株式会社 取締役	法人主要株主 主要取引先
監査役	太田　励	公認会計士、税理士	―
監査役	世良　治	兼松株式会社 企画部 経営企画室 副室長	法人主要株主

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	加藤智明	当事業年度開催の取締役会12回のうち7回に出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	小林一行	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、金融機関における幅広い業務経験をもとに、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	太田　励	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会12回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士の専門的見地から当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
監査役	世良　治	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回及び監査役会12回のうち10回に出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,900千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	17,900千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任について協議を行います。監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任した場合は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

取締役会は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第４項第６号及び会社法施行規則第100条第１項並びに第３項に基づき、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 「取締役会規程」にて、取締役会の議事録は10年間本店に備えおくことを定めている。

② 「文書取扱規程」において、会計帳簿及び貸借対照表並びに会社の基本的権利義務に関する契約及び財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保管、保存及び廃棄に関する基準を定め、適切に文書が保管されている。

③ 当該「文書取扱規程」は、管理部長が規程の運用に関する責任を負い、取締役の職務の執行に必要と判断される文書については適宜閲覧可能な体制としている。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務上発生し得るリスクについては、「職務権限規程」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規定や実施細則・実施要領を制定、研修などを通じて周知徹底を図っている。

また、取締役・執行役員で構成する「経営会議」を設置し（監査役も出席）、重要案件の審議・検討を実施することにより業務上発生するリスクのコントロール及び顕在化したリスクへの対応協議を実施している。

業務上発生し得る個々のリスクへの対応は次のとおり。

① 財務リスク

財務報告の信頼性確保のため、「経理規程」等の経理関係諸規定を厳格に適用し、利害関係のない会計監査人の監査を受けること等により、事業年度の財政状態及び経営成績を適正に表示するなど、厳格な決算を行っている。

また、証券取引所の規則により、適時適切な開示を行うこととしている。

② 品質維持向上・労働災害リスク

当社はＩＳＯ9001：2008認証取得企業として、当社製品に対するお客様の信頼を確保するため「環境品質方針」に沿って「ＩＳＯ統合マニュアル」を策定し、全社的なＩＳＯ活動のほか、ＩＳＯサーベイランスによる定期審査の受審などにより製品・サービスの質的低下防止・維持向上を図っている。

さらに、工場の円滑な稼動・労働災害防止のため、「安全衛生委員会」の積極的な活動、生産設備の定期的なメンテナンスなどにより労働災害の防止を図っている。

③　販売リスク

「与信管理規程」に基づき、取引先の財務データやその他の情報を基に、取引先毎に信用格付を付与し、当該信用格付に応じた与信限度額を設定している。なお、与信限度は定期的に見直しを実施し、取引先の財務状況の変化に対応している。当社の関連会社であるＣ＆Ｈ株式会社も同様の管理を厳格に実施している。

④　購買・外注リスク

「購買管理規程」「外注管理規則」に基づき、主要な仕入先・外注先について登録制度を設け、適切な原材料・機械設備の購入や外注製品の品質の維持向上を図っている。

⑤　環境リスク

環境意識の高まりに対し、当社はＩＳＯ14001：2004を認証取得し、「環境品質方針」に沿って「ＩＳＯ統合マニュアル」を策定、全社的なＩＳＯ活動のほか、ＩＳＯサーベイランスによる定期審査の受審などにより、環境問題に積極的に取り組んでおり、省エネルギー活動・資源リサイクル等による環境負荷の低減努力を継続して行っている。

⑶ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役及び従業員の職務と権限の関係並びに基準を定める「職務権限規程」を制定、定期的な見直しを実施している。

②　全取締役及び執行役員で構成され、監査役も出席する「経営会議」を組織し、取締役会決定の基本方針に基づいて全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたっている。

③　重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、「職務権限規程」に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため、「委員会・プロジェクトチーム等」を設置している。主要な委員会・プロジェクトチーム等へは、監査役も出席している。

④　業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を作成し、また事業年度毎の業務計画を立案し、全社的な目標を設定している。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行している。

さらに、毎月１回、計画の実施状況をフォローし、問題点、課題を抽出しこれに対する対応・対策を協議する全社的なミーティングを実施し、目標・計画の着実な達成を図っている。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業の法令遵守の重要性に鑑み、取締役会や経営会議において法制度や社会の動向を見据えつつ社内の最新実態を把握・評価することで、コンプライアンス体制の強化を図っている。

② コンプライアンス担当セクションを定めコンプライアンスマニュアルを整備し、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員までに周知徹底を図っている。

③ 法令遵守のみならず、モラルを徹底すべく、教育研修の充実を図っている。

④ 会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「内部監査規程」を定め、監査室による内部監査を実施している。

⑤ コンプライアンス体制構築にあたっては兼松株式会社の「内部統制・コンプライアンス委員会」と連携した対応を行っている。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は兼松株式会社のグループの一員として、兼松株式会社の「内部統制・コンプライアンス委員会」の助言のもと、コンプライアンス活動を推進し、適宜兼松株式会社に対して報告する体制を構築している。

② 年に数回、適宜、兼松株式会社及び、兼松グループの企業のトップマネジメントが集まり、グループ経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図っている。

③ 兼松株式会社と当社及び当社の関連会社との間における不適切な取引や、不正な会計処理を防止するため、適宜、情報交換を行うことにより、当社及び関連会社の独立性を十分に確保する体制を構築している。

④ 当社の関連会社については、自主性を尊重しつつ、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、事前に協議を行っている。また、関連会社の経営者とは経営及び内部統制に関する情報を共有している。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項

監査の実効性を高め、監査業務の円滑な遂行のため、監査役を補佐する必要が生じ、監査役会として補佐人が必要との要請を行った場合には、監査役と協議の上補佐人を置くよう措置する。

(7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置く場合には、その使用人の独立性を保つために必要な規定を整備するよう、監査役と取締役で協議する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 「監査役監査基準」において、監査役は何時でも取締役及び従業員に対し営業の報告を求め、または会社の業務及び財産の状況を調査できると定めている。

また取締役及び使用人は、監査役に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを速やかに報告するものとする。

② 監査役は、取締役会・経営会議のほか監査の遂行上必要と認めた場合は、各種の社内会議に出席、または議事録の閲覧を求めることができる。

③ 監査役は、業務執行に関する重要な文書を閲覧している。また、必要があれば取締役または使用人に対し、その説明を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は監査室の内部監査に同席し、結果の報告を受け、または特定事項に関し調査の依頼を求めることなど、監査役会と監査室とが連携できる体制としている。

② 監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとする。また、会計監査人の報酬などについては、監査役会の同意を要するものとする。

③ 代表取締役と監査役及び監査役会は、定期的に会合を持つ等により、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めている。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

① 基本的な考え方

反社会的勢力からの不当・不法な要求等に対しては、警察当局・顧問弁護士との緊密な連携のもとに、一切の関係を遮断し、組織全体で対応することとしている。

② 整備状況

コンプライアンスマニュアルに反社会的勢力に対する行動指針を定めており、社員全員に周知徹底している。また、管理部人事総務グループを対応部署として、大阪府企業防衛連合協議会の講習会等に参加し情報の収集を行っている。

(注) 本事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,460,494**	**流動負債**	**4,159,453**
現金及び預金	983,953	支払手形	108,331
受取手形	142,351	買掛金	1,765,727
売掛金	1,356,674	短期借入金	1,100,000
商品及び製品	998,328	1年内返済予定の長期借入金	790,000
仕掛品	271,334	未払金	40,711
原材料及び貯蔵品	603,823	未払費用	39,905
前払費用	50,700	未払法人税等	860
その他	53,329	未払消費税等	36,246
固定資産	**5,913,850**	預り金	6,560
有形固定資産	**5,099,635**	賞与引当金	84,700
建物	390,601	役員賞与引当金	8,000
構築物	78,390	その他	178,409
機械及び装置	1,380,615	**固定負債**	**2,547,260**
車両運搬具	12,366	長期借入金	2,060,000
工具器具備品	21,089	長期未払金	168,673
土地	3,031,507	繰延税金負債	192,553
リース資産	2,330	退職給付引当金	99,695
建設仮勘定	182,734	環境対策引当金	20,266
無形固定資産	**13,204**	その他	6,072
ソフトウェア	6,604	**負債合計**	**6,706,713**
電話加入権	4,082	（純資産の部）	
リース資産	2,517	**株主資本**	**3,579,773**
投資その他の資産	**801,011**	**資本金**	**2,343,871**
投資有価証券	617,552	**利益剰余金**	**1,239,240**
関係会社株式	170,998	利益準備金	60,377
長期貸付金	3,194	その他利益剰余金	1,178,863
敷金	4,970	繰越利益剰余金	1,178,863
その他	10,396	**自己株式**	**△ 3,338**
貸倒引当金	△ 6,100	**評価・換算差額等**	**87,858**
		その他有価証券評価差額金	59,844
		繰延ヘッジ損益	28,013
		純資産合計	**3,667,631**
資産合計	**10,374,345**	**負債・純資産合計**	**10,374,345**

損 益 計 算 書

（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		10,038,544
売上原価		8,763,896
売上総利益		1,274,647
販売費及び一般管理費		1,114,924
営業利益		159,723
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,831	
その他	26,037	42,868
営業外費用		
支払利息	46,273	
その他	32,078	78,351
経常利益		124,240
特別利益		
退職給付制度改定益	31,387	31,387
特別損失		
固定資産除却損	14,333	14,333
税引前当期純利益		141,294
法人税、住民税及び事業税	4,664	
法人税等調整額	△ 17,077	△ 12,413
当期純利益		153,707

株主資本等変動計算書

（自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高(千円)	2,343,871	54,706	1,087,535	1,142,242	△ 3,280	3,482,832
当期変動額						
剰余金の配当		5,670	△ 62,379	△ 56,708		△ 56,708
当期純利益			153,707	153,707		153,707
自己株式の取得					△ 58	△ 58
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計(千円)		5,670	91,328	96,998	△ 58	96,940
当期末残高(千円)	2,343,871	60,377	1,178,863	1,239,240	△ 3,338	3,579,773

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高(千円)	30,314	7,048	37,362	3,520,195
当期変動額				
剰余金の配当				△ 56,708
当期純利益				153,707
自己株式の取得				△ 58
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	29,530	20,965	50,495	50,495
当期変動額合計(千円)	29,530	20,965	50,495	147,435
当期末残高(千円)	59,844	28,013	87,858	3,667,631

（注記表）
1．記載金額
　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。また、単位未満金額がある場合はゼロ、無い場合はーを表示しております。

2．重要な会計方針
(1) 有価証券の評価基準及び評価方法
　子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法
　その他有価証券　　：時価のあるもの
　　決算日前１ヶ月間の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
　　時価のないもの
　　移動平均法による原価法
(2) デリバティブの評価基準及び評価方法
　時価法
(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
　通常の販売目的で保有するたな卸資産
　評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
　　商品及び製品　　：総平均法
　　仕掛品及び原材料　　：総平均法
　　貯蔵品　　：最終仕入原価法
(4) 固定資産の減価償却の方法
　①リース資産以外の有形固定資産－定率法
　ただし、平成10年４月１日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。
　なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
　　建物及び構築物　　３年～50年
　　機械及び装置並びに車両運搬具　　２年～15年
　②リース資産
　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
　リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。
　なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
　③無形固定資産－定額法
　なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
(5) 引当金の計上基準
　①貸倒引当金は、売上債権等の貸倒損失にあてるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
　②賞与引当金は、従業員等に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額を計上しております。
　③役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額を計上しております。
　④退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
　(追加情報)
　当社は平成26年４月１日に確定給付年金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第１号）を適用しております。本移行により、退職給付制度改定益として特別利益に31,387千円を計上しております。

⑤環境対策引当金は、「ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理費用について、当事業年度末における見積額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は、為替予約取引で、ヘッジ対象は、原材料の輸入取引であります。

③ヘッジ方針

為替予約取引は、原材料の輸入取引に係る為替変動リスクを回避し、安定した購入価格を維持する目的で行っており、実需の範囲で実施しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象になる負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺することが事前に想定されるため、有効性の判定を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　12,782,904 千円

(2) 受取手形割引高　1,231,603 千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権債務

短期金銭債権　1,495,817 千円

短期金銭債務　19,746 千円

４．損益計算書に関する注記

(1) 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価　3,033 千円

(2) 関係会社との取引高

売上高　10,034,864 千円

営業取引以外の取引高　32,082 千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　28,373,005 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　19,122 株

(3) 配当に関する事項

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金総額	１株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	56,708千円	2円00銭	平成27年３月31日	平成27年６月29日

６．税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,967千円
賞与引当金	30,646
減価償却費	11,707
退職給付引当金	32,161
会員権評価損	12,637
投資有価証券評価損	21,027
環境対策引当金	6,538
たな卸資産評価損	1,002
繰越欠損金	222,548
その他	32,477
評価性引当額	(372,715)
繰延税金資産計	－
繰延税金負債	
土地再評価差額金	(162,997)
繰延ヘッジ損益	(13,835)
有価証券評価差額金	(29,555)
繰延税金負債計	(206,388)
繰延税金負債の純額	(206,388)

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が19百万円減少し、その他有価証券評価差額金が2百万円増加し、法人税等調整額が17百万円減少しております。

７．リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年３月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

借主側

①支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	442千円
減価償却費相当額	391千円
支払利息相当額	5千円

②減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分は利息法によっております。

８．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金、社債の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブ取引は市場リスク管理規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注２)を参照ください。)。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
① 現金及び預金	983,953	983,953	―
② 受取手形	142,351	142,351	―
③ 売掛金	1,356,674	1,356,674	―
④ 投資有価証券			
その他有価証券	390,102	390,102	―
⑤ 関係会社株式	121,998	121,998	―
⑥ 支払手形	(108,331)	(108,331)	―
⑦ 買掛金	(1,765,727)	(1,765,727)	―
⑧ 短期借入金	(1,100,000)	(1,100,000)	―
⑨ 長期借入金	(2,850,000)	(2,854,184)	(4,184)
デリバティブ取引(※2)	(41,848)	(41,848)	―

（※１）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（※２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券及び⑤ 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑥ 支払手形及び⑦ 買掛金、並びに⑧ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、上記表中の記載金額2,850,000千円には１年内返済予定の長期借入金790,000千円を含めております。

［デリバティブ取引］

デリバティブ取引については、通貨関連取引（為替予約）であり、すべてヘッジ会計を適用しております。また、時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

通貨関連

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち１年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	976,905	―	41,848

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	227,450
関係会社株式（非上場株式）	49,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④ 投資有価証券　その他有価証券」及び「⑤ 関係会社株式」には含めておりません。

９．持分法損益等に関する注記

当社の関連会社は利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記
関連会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
			役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	C＆H株式会社	（所有）直接 49.0%（被所有）直接 —	2名（注）1	製品・商品の販売業務の請負	製品・商品の販売（注）2	10,034,864	受取手形	142,351
					業務請負（注）3	15,600	売掛金	1,352,710
					売上割引（注）4	16,482	未払金	19,361
その他の関係会社の子会社	兼松ケミカル株式会社	（所有）直接 —（被所有）直接 —	—	原材料の仕入	原材料の仕入（注）5	2,099,926	買掛金	1,163,091
主要株主（法人）	大建工業株式会社	（所有）直接 0.1%（被所有）直接 14.9%	1名	商品の仕入	商品の仕入（注）6	1,648,639	買掛金	182,940

（注）1．当社代表取締役の平良秀男氏は、C＆H株式会社の代表取締役を兼任しております。
2．製品・商品の販売についての取引条件は、双方協議の上決定した販売価格によっております。
3．業務請負についての取引条件は、業務の負荷等を勘案し、双方協議の上決定しております。
4．売上割引については、市場金利等を参考に決定しております。
5．原材料の仕入についての取引条件は、双方協議の上決定した価格によっております。
6．商品の仕入についての取引条件は、双方協議の上決定した価格によっております。
7．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

11. １株当たり情報に関する注記
(1) １株当たり純資産額　129円35銭
(2) １株当たり当期純利益金額　5円42銭

12. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年５月21日

ホクシン株式会社
　取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　萩森正彦　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ホクシン株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

関連会社については、関連会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

ホクシン株式会社　監査役会

監　査　役(常勤)　　小林　一行　㊞

監　査　役　　太田　　励　㊞

監　査　役　　世良　　治　㊞

(注)監査役　小林一行、太田励、世良治は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期末剰余金の配当につきましては、企業体質の強化に必要な内部留保の確保に努め、安定的な配当の継続を重視するとともに、今後の事業環境を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたく存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式１株につき２円　　総額56,707,766円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

第２号議案　定款の一部変更の件

（１）提案の理由

当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るものであります。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規程の追加、監査役や監査役会に係る規程の削除、取締役や取締役会に係る規程の変更等、所定の変更を行うものであります。

また、非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるように、責任限定契約に関する規程の新設を行うものであります。なお、第27条の新設につきましては、監査役会の同意を得ております。

（２）変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第4条　（機　　関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条　（機　　関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人

現行定款	変更案
第7条　（自己の株式の取得） 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	（削除）
第8条～第18条（条文省略）	第7条～第17条（現行どおり）
第4章　取締役及び取締役会 第19条　（員　数） 当会社の取締役は6名以内とする。	第4章　取締役及び取締役会 第18条　（員　数） 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は6名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする。
第20条　（選　任） 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任については累積投票によらない。	第19条　（選　任） （削除） 取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2. 取締役の選任については累積投票によらない。

現行定款	変更案
第21条　（任　　期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条　（任　　期） 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	3. 増員又は補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
第22条　（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。	第21条　（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役社長1名を選定する。また、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	2. 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役社長1名を選定する。また、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名定めることができる。
第23条～第24条（条文省略）	第22条～第23条（現行どおり）
第25条　（招集通知） 取締役会を招集するときは、各取締役及び監査役に対して会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。	第24条　（招集通知） 取締役会を招集するときは、各取締役に対して会日の3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。
2.　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	2.　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
第26条（条文省略）	第25条（現行どおり）
第27条　（議事録） 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。	第26条　（議事録） 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名する。
第28条　（取締役の責任免除） 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	第27条　（取締役の責任免除） 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
（新設）	2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
第5章　監査役及び監査役会	第5章　監査等委員会
第29条　（員　数） 当会社は監査役3名以上を置く。	（削除）
第30条　（選　任） 監査役は、株主総会において選任する。 2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現行定款	変更案
第31条　（任　期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第32条　（補欠監査役の選任に係る決議の効力） 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
第33条　（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役1名以上を選定する。	第28条　（常勤監査等委員） 監査等委員会の決議により、常勤監査等委員を若干名選定することができる。
第34条　（監査役会規程） 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。	第29条　（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
第35条　（招集通知） 監査役会を招集するときは、各監査役に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	第30条　（招集通知） 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
第36条　（決　議） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第31条　（決　議） 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。
第37条　（議事録） 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。	第32条　（議事録） 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名する。
第38条　（監査役の責任免除） 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。	（削除）
第6章　計　算	第6章　計　算
第39条（条文省略）	第33条（現行どおり）
（新設）	第34条　（剰余金の配当等の決定機関） 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めず、取締役会の決議によって定める。
第40条　（剰余金の配当の基準日） 2.　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	第35条　（剰余金の配当の基準日） 2.　当会社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。

現行定款	変更案
第41条～第43条（条文省略）	第36条～第38条（現行どおり）
附　則	附　則
第1条　当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。	（削除）
第2条　前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除する。	（削除）
（新設）	第1条　平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除については，同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条の定めるところによる。

第３号議案　　監査等委員以外の取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（４名）が任期満了となります。当社は第２号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては経営体制の一層の充実を図るため、監査等委員以外の取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たいら　ひでお 平　良　秀　男 （昭和22年１月３日）	昭和44年４月　兼松江商株式会社 （現兼松株式会社）入社 平成７年４月　同社審査部長 平成９年４月　同社建設・木材本部長 平成10年６月　同社取締役住宅建材本部長 平成12年６月　同社取締役人事・不動産事業・事業管理担当 当社監査役 平成13年６月　当社代表取締役副社長 平成15年４月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） Ｃ＆Ｈ株式会社 代表取締役社長	84,358株
2	にしまる　よしたか 西　丸　義　孝 （昭和25年12月24日）	昭和49年４月　兼松江商株式会社 （現兼松株式会社）入社 昭和59年６月　兼松香港会社　財務部長 平成12年４月　兼松総合ファイナンス株式会社　代表取締役社長 平成13年11月　当社入社 平成14年４月　当社管理部長 平成14年７月　当社執行役員　管理部長 平成15年６月　当社取締役 平成18年４月　当社取締役兼常務執行役員 平成20年10月　当社常務取締役兼常務執行役員 平成26年７月　当社専務取締役（現任） （現担当業務）管理部、経理部、企画部担当 （重要な兼職の状況） Ｃ＆Ｈ株式会社 監査役	26,867株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	いりの　てつろう 入　野　哲　朗 （昭和32年３月16日）	昭和54年４月　当社入社 平成13年１月　当社企画室長 平成14年６月　当社取締役 平成18年４月　当社取締役兼常務執行役員（現任） （現担当業務）製造部、技術開発部、営業業務部、購買部、品質保証室担当	30,352株
4	かとう　ともあき 加　藤　智　明 （昭和32年１月20日）	昭和55年４月　伊藤忠商事株式会社入社 平成15年４月　同社木材・建材部長 平成20年４月　同社森林資源・製品部長 平成21年４月　同社木材・建材部長 平成21年６月　大建工業株式会社取締役 平成23年４月　伊藤忠商事株式会社　生活資材・化学品経営企画部長 平成24年４月　大建工業株式会社取締役兼常務執行役員海外事業統轄部長 平成25年４月　同社取締役兼常務執行役員ＭＤＦ事業統轄部長兼海外事業統轄部長 平成25年６月　当社社外取締役（現任） 平成27年４月　大建工業株式会社取締役兼常務執行役員東京本部長兼海外事業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 大建工業株式会社　取締役	0株
5	ふるや　まさみ 古　谷　正　美 （昭和31年４月27日） 新任	昭和55年３月　当社入社 平成18年４月　当社営業業務部長 平成20年１月　当社営業業務部長兼購買部長 平成21年４月　当社購買部長 平成21年７月　当社執行役員購買部長（現任）	4,446株

（注）1.　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　所有する当社の株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。
3.　候補者加藤智明氏は大建工業株式会社の取締役であり、同社は当社と取引関係があるとともに、ＭＤＦ生産・供給面での業務・資本提携を締結しております。
4.　候補者加藤智明氏は、社外取締役候補者であります。
また、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年であります。

5. 候補者加藤智明氏は、その経歴を通じて培われた事業法人の経営者としての豊富な知識及び経験並びに幅広い見識を当社の経営に生かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6. 当社は、加藤智明氏が取締役に就任した場合、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	こばやし　かずゆき 小　林　一　行 （昭和34年１月３日） 新任	昭和57年４月　農林中央金庫入庫 平成14年４月　同庫法人審査部審査役 平成15年７月　同庫審査第二部審査役 平成16年８月　系統債権管理回収機構株式会社出向 平成20年２月　農林中央金庫大阪支店総務室長 平成22年７月　同庫大阪支店副支店長 平成24年６月　当社常勤社外監査役（現任）	5,147株
2	おおた　すすむ 太　田　　励 （昭和33年12月１日） 新任	昭和59年４月　三菱原子力工業株式会社（現三菱重工業株式会社）入社 平成５年10月　ナニワ監査法人（大阪監査法人）入所 平成８年４月　公認会計士開業登録 平成12年９月　税理士開業登録 平成15年11月　同監査法人（現ひびき監査法人）代表社員　（平成25年8月まで） 平成19年６月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士、税理士	0株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	むらまつ　よういちろう 村　松　陽一郎 （昭和40年10月13日） 新任	昭和63年４月　兼松江商株式会社 （現兼松株式会社）入社 平成11年10月　兼松米国会社サマーセット支店電子部長 平成20年４月　同社シリコンバレー支店長 平成26年４月　兼松株式会社半導体マーケティング室長 平成27年４月　同社企画部長（現任） （重要な兼職の状況） 兼松株式会社　企画部長	0株

（注）1.　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　候補者小林一行、太田励、村松陽一郎の３氏は、社外取締役候補者であります。
3.　候補者小林一行氏は、金融機関における幅広い業務経験を生かし、社外取締役として当社の経営全般に対し的確な提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
　また、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって３年であります。
4.　候補者小林一行氏及び太田励氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5.　候補者太田励氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、専門的見地から社外取締役として当社の経営全般に対し的確な提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
　また、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本株主総会終結の時をもって８年であります。
6.　候補者村松陽一郎氏は、当社の主要株主である兼松株式会社の企画部に所属しており、会社経営に対する豊富な知識を生かし、社外取締役として当社の経営全般に対し的確な提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
7.　当社は、小林一行、太田励、村松陽一郎の３氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第５号議案　　補欠監査等委員１名選任の件

当社は第２号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査等委員候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
てらにし　よしあき 寺　西　慶　晃 （昭和59年６月25日）	平成22年12月　弁護士登録 米田総合法律事務所入所	0株

（注）1.　寺西慶晃氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　寺西慶晃氏は、社外取締役候補者であります。
3.　寺西慶晃氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、専門的見地から取締役としての役割を果たしていただけるものと判断し、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

第６号議案　　監査等委員以外の取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の限度額を廃止し、監査等委員以外の取締役の報酬額及び役員賞与の総額を年額90,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員以外の取締役は５名（うち社外取締役１名）となります。

第７号議案　　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第２号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額及び役員賞与の総額を年額30,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

第65期定時株主総会会場ご案内

（会場）　大阪府岸和田市木材町17番地２
ホクシン株式会社　３Ｆ会議室
Tel. 072（438）0141



・南海本線をご利用の場合は、泉大津駅前を午前９時25分に出発する当社の社有車をご利用ください。なお、タクシーご利用の場合は、会場までの所要時間は約15分です。